Ⅱ第一の一中「税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号。以下「法」という。）第四十五条第一項及び第二項」を「法第四十五条第一項又は第二項」に改め、同(1)中「同じ。）」を「同じ。）の額」に、「一年」を「二年」に改め、同(2)中「修正申告書の提出等（」を削り、）に係る所得金額等（」を「に係る」に改め、「含む。）」を削り、「同じ。）」を「同じ。）の額」に、「一年」を「二年」に改める。

Ⅱ第一の二(1)中「虚偽記載した書面」を「虚偽の記載をした書面」に、「虚偽記載の程度」を「記載された虚偽の程度」に改め、同(2)イ中「代表者等である法人」を「代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人」に、「あるとき」を「あることをいう」に改め、「以下同じ。）」の下に「（上記一に掲げる行為に該当する場合を除く。）」を加え、「不正所得金額等の額」を「不正所得金額等の額に」に、「一年」を「二年」に改め、同(2)ロ中「ものをいい、イの場合を除く。以下同じ」を「ものをいう。以下同じ。）（上記一及び二(2)イに掲げる行為に該当する場合を除く」に、「申告漏れ所得金額等の額に」に、「六月」を「二年」に改め、同(2)ハ中「検査を妨げる行為等をしたとき」を「調査を妨げる行為をすることをいう」に、「妨害行為」を「行為」に、「一年」を「二年」に改め、同(2)ニ中「名義貸し（法第五十二条又は第五十三条の規定に違反する者に自己の名義を使用させたとき。）を「税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させることをいう。）に、「のほか、違反行為の期間、名義貸しを受けた者の関与件数等」を「、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額」に、「一年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止」に改め、同(2)ホ中「正当な理由がなく怠ったとき」を「正当な理由なく怠ったことをいう」に、「六月」を「一年」に改め、同(2)ヘ中「とき」を「ことをいう」に、「一年」を「二年」に改め、同(2)トとし、同(2)ホの次に次のように加える。

ヘ　税理士会の会費の滞納（所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいう。以下同じ。）

戒告

Ⅱ第一の二(7)中「一年」を「二年」に改め、同(7)を同(9)とし、同(6)中「違反行為に係る関与件数等」を「同条に違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、税務相談に応じた件数」に、「一年」を「二年」に改め、同(6)を同(7)とし、同(7)の次に次のように加える。

(8)　税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき。

税理士業務の禁止

Ⅱ第一の二(5)を同(6)とし、同(4)を同(5)とし、同(3)中「一年」を「二年」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)の次に次のように加える。

(3)　法第三十七条の二（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に違反したとき。

名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、

二年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

Ⅱ第二の一(1)中「（定款の変更）」の下に「、第四十八条の十八（解散）を加え、「等、税理士法人固有の手続規定に違反した」を「に規定する届出をしなかった」に改め、同(2)中「法第三十七条」を「法第四十八条の十六において準用する法第三十七条」に改め、同(2)イ中「法人の申告について、社員税理士等の行為により不正所得金額等が生じた場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等」を「不正所得金額等の額」に、「一年」を「二年」に、「税理士業務」を「業務」に改め、同(2)ロ中「法人の申告について、社員税理士等の行為により多額な申告漏れ所得金額等が生じ、かつ、当該行為の内容が税理士としての職業倫理に著しく反するような場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等」を「申告漏れ所得金額等の額」に、「六月」を「二年」に、「税理士業務」を「業務」に改め、同(2)に次のように加える。

ハ　税理士会の会費の滞納

戒告

Ⅱ第二の一(3)中「法第四十一条」を「法第四十八条の十六において準用する法第四十一条」に改め、同(4)中「法第四十一条の二」を「法第四十八条の十六において準用する法第四十一条の二」に、「税理士業務」を「業務」に改め、同(5)中「一年」を「二年」に、「税理士業務」を「業務」に改め、同(6)とし、同(4)の次に次のように加える。

(5)　業務の全部又は一部の停止の処分を受け、その処分に違反して業務を行ったとき。

解散

Ⅱ第二の二中「次に掲げる」を「次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる」に改め、同(1)を次のように改める。

(1)　社員税理士に、法第四十五条又は第四十六条に規定する行為があったとき（上記一(2)及び(6)に該当する場合を除く。）。

当該行為を行った社員税理士の量定（複数の社員税理士が関与している場合には、それぞれの量定を合計した量定）に応じて、

戒告、二年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

Ⅱ第二の二(2)中「一年」を「二年」に、「税理士業務」を「業務」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、平成二十七年三月三十一日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十七年一月三十日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十七年一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

在宅就業支援団体の名称	社会福祉法人足柄緑の会
在宅就業支援団体の住所	神奈川県南足柄市中沼八三二番地
代表者の氏名	林　淳
在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	神奈川県南足柄市中沼八三二番地 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領八二四番地一

○厚生労働省告示第十七号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第一条第二項の規定に基づき、昭和四十五年労働省告示第六十号（労働者災害補償保険法施行規則第一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事務を定める告示等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月一日から適用する。

平成二十七年一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号中「のうち」の下に「義肢等補装具費（義肢等補装具の購入及び修理に係るものに限る。）、アフターケアに要する費用」を加え、「労災就学等援護費」の下に「及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の規定による特別支給金」を加える。

第三号を削る。

○厚生労働省告示第十八号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月一日から適用する。

平成二十七年一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三第二十号を次のように改める。

二十　削除

第三に次の二号を加える。

五十六　リツキシマブ点滴注射後におけるミコフェノール酸モフェチル経口投与による寛解維持療法　特発性ネフローゼ症候群（当該疾病の症状が発症した時点における年齢が十八歳未満の患者に係るものであって、難治性頻回再発型又はステロイド依存性のものに限る。）